

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市消費者被害防止ネットワーク事業業務
発注課	市) 市民生活部消費生活課
選定事業者	公益社団法人 札幌消費者協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務に必要な諸条件は以下のとおりであり、これらの条件を満たす者は当該事業者の他にないため。</p> <p>1 本事業の関係機関等から支援対象者の消費者トラブルについて相談を受けるほか、必要に応じて消費生活相談室と連携し、実態調査や助言など、消費生活相談業務に相当する専門性のある高い知識や経験が要求されること。</p> <p>2 支援対象者や見守る立場の人に対する講座等の啓発活動を年間100回程度行うため、消費者トラブルや消費者教育に精通し、相応の啓発活動実務経験を有し、また消費生活推進員の統括や補助・支援を行える人員を確保できること。</p> <p>3 支援対象者の消費者被害を未然に防止し、または早期に発見・救済するため、関係機関や消費生活サポーター等とのネットワーク体制を拡充し、連携していく必要があることから、関係機関等との信頼関係の維持や構築を可能とする信頼性を有していること。</p> <p>4 消費者トラブルに関する相談や、関係機関とのネットワーク体制の構築などから鑑みて、当該事業に関して直接的な利害を有する者は不適切であることから、公正かつ中立な立場で実務を実施できる公益性を有していること。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）